# クラブ員規約

### 第 1 条(名称および所在地)

HOKKAIDO ESPOIR PROJECT (以下、クラブという)は、KBikeService(以下、当社という)が主催、監修、運営をし、本事務局を北海道河西郡芽室町西土狩北7線 21 - 36 に置く。

## 第 2 条(目的)

当社並びにクラブは、専任コーチによる一貫指導により、自転車競技および運動競技全般の技術の向上および、普及に努めると共に、問題や課題と向き合い解決することの重要性や、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

### 第 3 条(チーム構成)

クラブはクラブ員(以下、選手またはクラブ員という)の強化練習会及び強化合宿での走行 及び 大会成績を評価し、強化 A、強化 B、強化 C の 3 つのレベルで区別する(細則規約参照)。強化 A 及び強化 B の選手はより専門的なデータ解析を含めたコンサルティングとパーソナルトレーニング指導、強化 C 選手は当クラブ在籍のコーチが作成した各グループごとに組み立てられたトレーニングプランを基に指導に行う。強化 A、強化 B を合わせて 6 名を上限とし、選出はチーム監督及びチームマネージャーが行う。その他道外への遠征においては選抜メンバーを 2 名から 4 名の範囲で選抜し、推薦する。選抜メンバーはコーチによる選考とチームマネージャー承認によって厳正に選抜する。又、またその他、今後の成長が期待される 1~2 名程度をスタジエ(研究生)として参加権利を与える場合がある。

### 第 4 条(入会条件とクラブ員資格)

- 1. 当社への入会は、12歳以上 19歳未満のカテゴリー U15及び U17及び U19とし、その入会 の希望者が、スポーツを行うに適した健康状態と家庭環境であり、クラブが入会に適すると認めた者とする。
- 2. 入会の希望者の親権者(以下、保護者という)が本規約を同意し、所定の入会申込書を提出し、クラブが入会を受理することで入会することができる。
- 3. 同条第2項と第5条の支払いが完了した時点の翌月からクラブ員の資格を得ることができる。

### 第 5 条(入会金、年会費、月会費等)

保護者は、本規約ならびに細則規約に基づき、入会金、年会費、月会費、保険加入料等を所定の期 日までに納入するものとする。

## 第6条(費用の支払)

保護者は、細則規約に基づく費用等を、指定する方法でその期日までに支払うものとする。

### 第 7 条(遵守事項)

クラブ員並びにその保護者は、本規約を遵守すると共に、その他諸規則に従うものとする。

## 第8条(契約とその期間)

- 1. クラブ員の契約期間は、原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年間とする。
- 2. 途中入会は可能とし、途中入会は細則規約の通りとする。
- 3. クラブが発行する入会申込書に記入し、クラブに提出した時点で、本契約を同意したとみなす。

### 第 9 条(届出事項の変更)

クラブ員は、クラブに届出した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他届出事項等について変更があった場合、連絡先変更届出書により遅滞なくクラブに届出るものとする。尚、前述の届出がないためクラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、クラブは一切責任を負わないものとする。

### 第 10 条(入会)

入会日は入団申込を提出しクラブにて承認した日をもって入会とする。

### 第 11 条(退会•再入会)

- 1. クラブ員が都合により退会する場合は、所定の退会申請書により退会を希望する日の前月 20 日までにクラブに退会届を提出し、クラブの承認を得るものとする。
- 2. 退会日は、承認を受けた月の末日とし、その退会月まで月会費を支払うものとする。
- 3. 契約期間中に退会する場合、入会金、年会費は返金しないものとする。ただし、年間で支払い済 みの月会費、予定としている遠征費やその宿泊費については細則規定に基づき返金するものと する。
- 4. 退会の際は、必ず退会届を提出するものとする。
- 5. 退会したクラブ員が再入会する場合、通常通りの入会金、年会費を支払うものとする。

### 第 12 条(休会)

クラブ員の都合により休会する場合は、所定の休会届によりクラブに休会届を提出し、クラブの承認を得るものとする。 休会の有効期間は休会日の翌月 1 日から計算し 3 ヶ月間とする。ただし、身体の事情やその他事由により延長を余儀なくされる場合、クラブと協議し決定するものとし、月会費についても同様とする。 休会による月会費は、細則規約に基づき支払うものとする。

### 第 13 条(復帰)

休会したクラブ員が復帰する場合は、クラブに復帰の旨を申告し、クラブの承認を得るものとする。また、復帰による月会費は、細則規約に基づき支払うものとする。

## 第 14 条(翌年度更新)

- 1. クラブ員の翌年度の更新は自動更新とする。
- 2. 翌年度更新を希望しない場合は、第 11 条第一項に基づき、クラブへ退会届を提出し、クラブの承認を得るものとする。

### 第 15 条(保険)

クラブ員は入会手続き完了後、選手並びに保護者はクラブが加入する公益財団法人スポーツ安全協会(以下、スポーツ安全協会という)のスポーツ安全保険への加入を義務とする。保険期間は4月1日より翌年3月31日とし(途中加入の場合は支払日翌日の0時より)、掛金や補償内容はスポーツ安全協会が定める制度概要に従う。中途加入をする場合でも年間掛金が必要となり、中途脱退する場合にも掛金の返戻はない。保護者の加入に関しては送迎やトレーニングのサポートを行う保護者どちらか一方の加入を義務とし、希望者は追加で両名とも加入することが出来る。クラブ員及び保護者は入会に必要な情報を所定の期日までに提出するものとする。

## 第 16 条(負傷時の処置対応及び免責事項)

- 1. クラブ員が走行会時または大会時に負傷した場合には、クラブスタッフが速やかに保護者への連絡を行い、応急処置を施し、病院の搬送等その状況に応じた対応を迅速におこなうものとする。
- 2. クラブは、クラブ員の負傷にかかる治療、入院、通院、またその他の費用・賠償については、 クラブは責任は負わないものとする。
- 3. その他クラブは、天変地異等の不可抗力の理由により生じた事故についても、責任を負わないものとする。

### 第 17 条(クラブ員の処分)

クラブは、クラブ員並びに保護者が、次の事項等に該当するとき、また、クラブ員として不適格と判断した者に対し、クラブ員活動停止または、強制的に退会させることができる。

- 1. クラブ員ならびに保護者が本規約に違反した時
- 2. クラブルールを守らない、あるいは、改善しない時
- 3. クラブの名誉と品格を著しく毀損(きそん)した時
- 4. クラブ員が理由なく 1 ヶ月間以上出席しない時
- 5. 第5条に定める支払いを2ヶ月以上滞納した時
- 6. 保護者が暴力的活動、あるいは、反社会的活動を行っている

### 第 18 条(休講・閉鎖)

クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件 に休講もしくは閉鎖することができるものとする。

#### 第 19 条(免責)

- 1. クラブ員は、クラブ活動中における盗難、傷害、物品損傷、その他の事故について、クラブに対し何ら損害賠償を求めず、クラブは賠償しないものとする。
- 2. クラブ員の活動中の私物等の忘れ物は、名前の記載があるものについては、保護者への通知をおこない、無いものについては、クラブが30日間保管、その後、一切の連絡がない場合は、警察に届けるか、あるいは、処分するものとし、クラブは、その賠償をしないものとする。

### 第 20 条(個人情報取り扱い、広報活動への利用と選手個人の SNS 活用)

- 1. クラブは、法令を遵守し、個人情報の取り扱いについて、当社が定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱いをおこなうものとする。
- 2. クラブ員の氏名、住所、連絡先、メールアドレス、SNS アカウント等(以下、「名簿」という)は、クラブ員並びにその保護者に共有できるものとし、クラブ員並びに保護者は、名簿の取扱いについてクラブ員以外に情報が流出しないよう十分注意し活用できるものとする。
- 3. クラブの広報運営において、クラブ員個人並びに活動における写真、映像等をホームページ、 パンフレット、メディア等に掲載することができる。
- 4. クラブは一般提供により譲り受けたパワーメーター及びサイクルコンピュータをクラブ員に貸与する場合、貸与を受けたクラブ員の走行データは一般提供を行った所有者に開示することができる。
- 5. クラブ員は SNS アカウント(Twitter、Facebook、Instagram、TikTok 等)を使用する際には必ず 実名登録を行い、クラブの活動及び競技活動における情報の発信は全て実名アカウントから行う ものとする。そのほか、個人のプライベートの情報発信(学校内、及び家庭内、及び交友関係等) はメディアリテラシー及びクラブ員の保護の観点から実名アカウントで行うことを禁ずる。

### 第 21 条(付則)

クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。尚、本規約の変更についてクラブより変更内容通知後、クラブ員がクラブ活動に参加した場合、本規約に関する変更事項を承認したものとみなす。

## 第 22 条(発効·改変)

本約款は、2021 年 1 月 1 日より発効した。

# [改訂履歴]

発行日	改訂履歴
2021年1月1日	
2022 年 2 月 15 日	第1条、第2条、第3条を改訂
2022 年 11 月 26 日	第3条、第4条、第15条、第16条、第20条
	の追記と改訂
2024年2月8日	第 3 条、第 11 条、第 15 条を改訂
2024年12月31日	第1条、第3条、第15条、第20条を改訂

# 細則規約

# 1.費用について

- (ア) 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする
- (イ) クラブのクラブ会費は以下の通りとし、すべて前納とする

費用	金額(税込)	支払い(前納)	備考欄
入会金	12,000	3月27日迄	入会時のみ支払
年会費	9,000	毎年3月27	毎年自動更新(支払は請求書にてご
		日迄	案内)
			入会年は不要
月会費	9,000	毎月 27 日迄	前払い
休会時月会費	4,500	毎月 27 日迄	前払い
強化 A/強化 B 選手	4,000	毎月 27 日迄	希望者のみ 月会費と併せて支払
パーソナルコーチング費			前払い
Training Peakes	各自	各自支払	原則,Training Peakes のプラットフォー
アカウント契約料			ムを介して選手の日々のコーチング、
			トレーニング指導を行うため必須
HEP 強化走行会 指導費	2,000	請求書に記載	パーソナルコーチング費を支払ってい
			る選手は全額免除とする
HEP 強化合宿 指導費	3,500	請求書に記載	
遠征に掛かる自己負担金	都度お知ら	請求書に記載	遠征の都度、以下にまとめる経費の
	せ		合計 より クラブ補助額 を除いた合
			計額を、遠征を行ったクラブ員で均等
			に折半し1人当たりの自己負担金を算
			出する。
			・指導者(コーチ資格有)への帯同謝
			礼(1 日につき 移動日 5000 円,実働
			日 15000 円)
			・帯同者(コーチ資格無)への帯同謝礼
			(1日につき 移動日 3000円,実働日
			6000円)

指導者/帯同者 の食事代 の 補助 (必要な場合のみ定額支給) 上限 朝食 600 円/昼食 1000 円/夕 食 1000 円 ・帯同する指導者/帯同者 の宿泊 及 び 遠征の移動に掛かる費用(道内 での移動は除く) ・選手の宿泊 及び 現地で必要な移 動費用(道内での移動は除く) ・遠征時のレンタカー借用費、その他 車両に掛かる費用 ・遠征中に選手に必要な飲料や食料 費 [ 遠征レーティング ] 遠征 A: JBCF シリーズ 又は JCF 公 認の全国大会.TOK クラブ補助:¥50,000-¥350,000 の範囲 遠征 B: その他 道外の活動 遠征 C: その他 道内の活動 クラブ補助:¥10.000-¥150.000 の範囲

(ウ) お支払い方法

お支払はすべて銀行振込とする

1 振込先

ゆうちょ銀行 九〇八(908)

口座番号:普通 1666717

口座名義人:コバシュウリコウエンカイ

- 2 振込名義 クラブ員名+クラブ員番号で振込する (例)ヤマダタロウ 01
- 3 振込手数料 クラブ員の負担とする
- (エ)4月からの通常入会についての支払については以下の通りとする
- 1. 入会金、4月分の月会費は、3月20日までに(ウ)に定められた方法で振込むものとする
- 2. 月会費は前月までの支払いとする
- ※ 4月度月会費は、3月末日に支払うものとする
- 3. 月会費を1年分まとめての支払いも可能とする。ただし、必ずクラブの承認を得るものとする
- 4 3の支払いも、前納とする

- (オ)4月以降の途中入会についての支払いについては以下の通りとする
- 1 入会金、年会費、事項で定められた月会費を、入会日の当月末日までに支払うものとする
- 2 入会日が 1 日~15 日の間の場合、当月分及び翌月分の月会費の 2 か月分を支払うものとし、16 日~末日が入会日となる場合、当月分の月会費を無料とし、翌月分の月会費の 1 ヶ月分を支払うものとする

## (カ) クラブウェア等の購入について

クラブ員は、クラブのすべての活動、高体連を除く全ての大会で、クラブが定めたウェア(以下、クラブウェアという)を着用しなければならない。 クラブ員の保護者は、以下の通り購入の手続きを行い、支払うものとする。

- 1. 競技中以外に着用するアフターウェア(Tシャツなどの衣類)
- 2. サイクリング用 トレーニングウエア 又は レースウエア

### (キ) 休会とその費用について

- 1. 保護者は、休会届はクラブ員規約に基づき、速やかに休会届けの提出をする。
- 2. 休会時月会費は4,500円とする。休会時月会費の適用は、休会届の提出の締日を毎月20日までとし、その翌月分から適用する。支払方法は、月会費と同様とする。なお、20日を過ぎて提出した場合は、翌々月分からの適用とする。
- 3. 休会時の月会費の有効期間は「3ヶ月間」を適用とし、それ以上、休会する場合は、通常の月会費を適用とする。
- 4.3 については、クラブ員の重度な病気、怪我などでの入院、通院、自宅療養を必要とする場合等の クラブ活動が3ヶ月以上行えない場合は、クラブと保護者の間で協議し、延長することができる。

### (ク) 遠征と遠征費について

- 1. 遠征費の支払は、遠征帰着後の経費を計算し後納とする。
- 2. 遠征申込と費用については、事前に保護者に通知し、必ず期日までに申込ならびに本細則第1項の(イ)・(ウ)に従って支払うものとする。
- 3 参加申込提出後の遠征のキャンセルについては、キャンセルに伴い発生した費用を当該選手が全額負担しクラブが指定する日までに支払う。

### (ケ) その他返金について

原則として、本規約に定めた理由以外等の天候悪化やその他の時事で遠征中止となった場合に発生した費用は クラブ員の負担とし、返金には応じない。

### 2.登録や手続きについて

- (ア) クラブは年齢が 12~15 歳の選手に限り、一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟(以下、JBCF という)が定める規則に該当し、自ら志願する選手を選手登録をおこなう。なお都合上、登録するチーム名は HOKKAIDO ESPOIR PROJECT と異なる場合がある。
- (イ) クラブ員及びその保護者は、JBCF に登録する際、クラブから指定された情報、または、書類等を速やかに提出する。
- 3. クラブ員の移動手段と方法
- 1 クラブ員のクラブ活動の場所への移動は、原則、自転車・公共交通機関・クラブ員の保護者の送迎とする
- 2 移動時には十分注意を払い、交通ルールを厳守し移動する
- 4. 各届出と提出物について

### (ア) 届出書類

- 1 入会申込書 入会を希望する際記入し、クラブに提出する
- 2 連絡先変更届 入会時に記入した、氏名、住所、連絡先、メールアドレスが変更となる場合、変更点を記入し提出する
- 3 休会届 クラブ員の体調や怪我により、クラブ活動を長期間(1 か月以上)出席することができない場合、記入し提出する
- 4 退会届 クラブを退会する場合、記入しクラブに提出する。強制退会の場合も同様に、クラブの指示に従い提出する

### (イ) 提出物について

提出書類は、クラブのホームページから各所定の届出書、申込書をダウンロードし、記入してクラブに 提出する

- 1(ア)の提出書類については、記入後、速やかに提出する
- 2 (ア)の書類以外に、クラブが必要な書類など、クラブからお願いした書類についても、指定した日までに速やかに提出する。
- 3(ア)の1と2は、JBCFの登録、大会出場登録、連絡や書類送付等に必要です。 提出が遅れることで、クラブからの連絡や郵送物の不達、あるいは、クラブ員の遠征、試合等に出場または参加ができないこともあるので注意すること。
- 4 (ア)の 3~5 について締日は、希望日の月の前月 20 日までを期限とします。20 日を過ぎて提出すると、翌々月からの適用となるので注意すること。
- 5(ア)6は、クラブからクラブ員の保護者に請求書を発行する。記載された日までに支払うものとする。

## 5. トレーニングについてと強化区分について

(ア)日々のトレーニング管理について

クラブ員の日々のトレーニングはクラブが Training Peakes を用いて管理するため、クラブ員の Training Peakes 社とサブスクリプション契約を推奨し(パーソナルコーチングの場合は必須)、クラブ員は以下の規則に基づきトレーニングを行い、走行データをクラブに開示すること

- 1. クラブのコーチが指定したワークアウトは原則必ず実行すること
- 2. 虚偽の走行データを提示しないこと
- 3. 走行後は速やかにデータログをアップロードし、必要な情報(所感等)をログに記すること
- 4. この他、学校の事情又は家庭の事情等でトレーニングが行うことの出来ない日がある場合はその日から 10 日前までに申告しておくこと

### (イ)強化区分について

全てのクラブ員は選手レベルに応じて強化 A、強化 B、強化 C の 3 つのグループに区別される。区分けは随時更新される。強化 A、強化 B を合わせて 6 名を上限とし、下記の評価対象事項の達成に応じて区別される。各グループは既に上限数に達していた場合は条件の達成の数が多い選手、又は年齢が生まれ年が若い選手が優先になる。この二つが同等の場合は次の強化練習会又は強化合宿時に監督又はコーチにより選考される。道外への遠征においては、強化 A、強化 B の順に優先的に選抜され、2 名から 4 名の範囲で監督、コーチ、チームマネージャーのいずれかが選考する。その他、走行評価、日々のトレーニングの達成率、レースレポートの提出状況及びレースレポートの内容から監督及びコーチから今後の成長が期待される(生まれ年の若い選手)1~2 名程度をスタジエ(研究生)として参加権利を与える場合がある。トラック競技においてはクラブとしての評価基準は設けられていないが、トレーニングデータ及び大会での記録から監督及びコーチから今後の成長が期待される場合にのみ推薦され、チームマネージャーとの話し合いにより強化 A 又は強化 B に選考する場合がある。

NO.	評価対象事項	強化区分における条件	
		強化 A /	強化 B
1	JCF ロード強化指定選手	該当者	_
2	全日本選手権自転車競技大会ロードレース	U17 /10 位	U17 /30 位
		U19 /8 位	U19 /25 位
3	国民体育大会(ロードレース)	U17 /8 位	U17 /30 位
		U19 /6 位	U19 /25 位
4	全国都道府県対抗自転車競技大会(ロードレ	U17 /8 位	U17 /30 位
	<b>ー</b> ス)	U19 /6 位	U19 /25 位

5	チャレンジサイクルロードレース	 U17 /5 位	U17 /20 位
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	U19 /5 位	U19 /20 位
6	西日本チャレンジサイクルロードレース	U17 /2 位	U17 /8 位
0	西日本チャレングリイグルロードレース		
		U19 /1 位	U19 /10 位
7	九州チャレンジサイクルロードレース	U17 /2 位	U17 /8 位
		U19 /1 位	U19 /10 位
8	JBCF ジュニアユース チャンピオンシップ	E1 15 位以内	J 3 位以内
	経済産業大臣旗ロード		Y1 3 位以内
9	西日本ロードクラシック	E1 15 位以内	E2 6 位以内
			E3 6 位以内
10	東日本ロードクラシック	E1 15 位以内	E2 6 位以内
			E3 6 位以内
11	全国高等学校総合体育大会 ロードレース	U17 /10 位	U17 /完走
		U19 /8 位	U19 /30 位
12	全国高校選抜自転車競技大会	U17 /15 位	U17 /完走
		U19 /8 位	U19 /20 位
13	四日市全国ジュニア自転車競技大会	U17 /15 位	U17 /30 位
		U19 /8 位	U19 /25 位
14	ジャパンカップ オープン	U17 /25 位	完走
		U19 /15 位	
15	その他の道内ロードレース	エリートクラス	ジュニアクラス
		3 名以下での	2 位以下に 20 秒以上の
		エスケープにおいて	差をつけて優勝
		2 位以内を年内 2 回	
16	パワーデータ	FTP 5.30W/kg	FTP 5.00W/kg
1			. 0

※16 は水準を維持していることが条件

## (ウ)選考除外

上記に該当した選手であっても以下の選手は強化 A 及び強化 B 選考から除外される場合がある

- (1) コーチの強化の方針や指示に従わない等、チーム行動に対し不適格と見なされる者
- (2) 提出物未提出や強化活動に対し理由なき不参加や連絡が無い等、選手として参加態度が不適格と見なされる者
- (3) (ア)に従わない場合
- (4) 競技活動を辞めたと見なされる者(期待された競技力を維持出来ない場合を含む)

### 6. 事務連絡について

### (ア) 住所とメールアドレスの登録と注意

クラブからのご案内、通知は原則として Facebook の messenger を使用する。緊急連絡などで記載された電話をする場合があります。

- 1 入会申込書に、クラブ員の保護者のメールアドレス、連絡先を提出ください。
- 2 住所、電話番号、メールアドレスに変更がある場合、ご連絡ください。
- 3 クラブの連絡はすべてメール、及び messenger にて行います。クラブからのメールアドレスは受信できるよう設定・登録し、Facebook 内の当クラブのグループに入会してください。
- 4 何らかの理由で、クラブからの連絡や書類を受け取れない、または、クラブ員の保護者からのメールをクラブが 受信出来ない場合、クラブでは一切の責任はとれません。

### (イ) 試合、練習の変更と中止について

クラブ活動時にクラブスタッフからクラブ員に伝え、合わせて Facebook 内の当クラブのグループにて告知する。また、急な変更や中止の場合は、予定時刻の3時間前に Facebook グループにて連絡する。

### (ウ) その他必要な連絡

遠征などの案内・申込、その他、重要な事項を登録いただいたメールアドレス又は messenger へ連絡する。

- (エ) クラブ員の活動の欠席と連絡、注意事項について
- 1 クラブ員がクラブ活動を欠席する際は、指定のメールアドレス又は messenger にて連絡をおこなう。
- 2 家庭行事または学校行事で事前に欠席がわかっている際は、クラブ員からできる限り早めにお知らせください。

## (オ) 感染症について

以下の感染症が発症した場合、以下に定める期間、クラブ活動を停止とする。なお、以下、医師から感染症と診断された場合は、速やかにクラブまたはクラブスタッフまで連絡をおこなう。

# 【感染症の内容とその活動停止期間の基準】

種類	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ	治癒するまで
	出血熱, 痘そう, 南米出血熱,	
	ペスト, マールブルグ病, ラッサ	
	熱、急性灰白髄炎、ジフテリ	
	ア, 重症急性呼吸器症候群(病	
	原体がコロナウイルス属 SARS	
	コロナウイルスであるものに限	
	る。)及び鳥インフルエンザ(病	
	原体がインフルエンザウイ ル	
	ス A 属インフルエンザ A ウイ	
	ルスであつてその血清亜型が	
	H 五 N 一であるものに限る。	
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエン	発症した後5日を経過し、か
	ザ(H 五 N 一)及び新 型インフ	つ, 解熱した後2日(幼児は3
	ルエンザ等感染症を除く)	日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は
		5 日間の適正な抗菌性物質製
		剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するま
		で
	流行性耳下腺(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の
		腫脹が発現した後5日を経過
		し、かつ、全身状態が良好にな
		るまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼそう)	すべての発しんが痂皮化する
		まで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を
		経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において
		感染のおそれがないと認める
		まで

第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血	学校医その他の医師において
	性大腸菌感染症,腸 チフス,	感染のおそれがないと認める
	パラチフス,流行性角結膜炎,	まで
	急性出血性結 膜炎その他の	
	感染症(流行性嘔吐下痢症・感	
	染性胃 腸炎・マイコプラズマ	
	肺炎など)	

- ※ ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。
- (カ) 感染症による遠征の欠席 遠征を欠席する場合、本細則 1(コ)の通り、キャンセル料が発生することがあります。
- 7. クラブ理念、ルールの徹底と処分
- (ア) クラブ員は、クラブ理念にそって活動をする
- (イ) クラブ員は、クラブ員行動指針にそって行動をする
- (ウ) クラブ員は、クラブとの約束を守り行動をする
- (エ) 上記(ア)~(ウ)について、クラブからの再三にわたり注意しても改善されない、あるいは、明らかに 改善しようと しない態度が続く場合は、クラブ規約、本細則にそって、クラブ員活動停止、強制退会等 の処分をおこなうことがある。
- (オ) 処分をおこなう際は、クラブスタッフからの報告を元に、クラブ代表が判断し、クラブからの処分通知をもって処分となる。
- 8. 貸与品の管理について
- (ア) クラブは、クラブ員にクラブ保有のパワーメーター及びサイクルコンピュータを貸与することがある。貸与したクラブ員とその保護者は、クラブの指示に従い管理を行う。
- (イ)(ア)の貸与した品をクラブ員または、その保護者の管理下で、「破損、汚損、紛失等」があった場合、保護者の実費にて弁済するものとする。ただし、クラブが止むを得ない理由と判断した場合この限りではない。

# 9. その他

本規定に定めのない事項については、都度クラブおよび関係者で協議、解決し、クラブが必要と認めた事項は本規定に追加する。

# [改訂履歴]

発行日	改訂履歴
2021年1月1日	
2022 年 2 月 15 日	1. (イ) (エ) (オ) (カ)
	2. (ア) の改訂を行なった
2022 年 11 月 26 日	1. (イ)、(オ)、(カ)、
	(キ)、(ク)、
	4. (ア)
	5. (イ)、(ウ)、(エ)
	の改訂を行なった
2024年2月8日	1. (イ)、(キ)
	5. (ア)
	の改訂を行った
2024年12月31日	1. (イ)、(カ)、(ク)
	2. 各項
	3. 各項
	4. 各項

5. 各項
6. 各項
の改訂を行った

(令和7年1月1日発行)